# 奈良地方最低賃金審議会 会議資料 (第516回)

資料No.	資料名	~~-	<b>−</b> §
No. 1	令和7年度奈良県最低賃金答申に対する異議申立て・・・・・ (奈良さわやかユニオン)	• •	1
No. 2	2025年奈良地方最低賃金審議会の改定決定(答申) に対する異議申立書・・ (奈良県労働組合連合会)		3
No. 3	奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書 ・・・・・ (ならコープ労働組合)	•	4
No. 4	奈良地方最低賃金審議会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路 発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、 民生用電気機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿 ・・	•	5



### 異議申し立て書

2025年8月13日

奈良地方最低賃金審議会 御中

奈良労働局長 殿

申立人: 奈良さわやかユニオン

委員長 福井 義博

所在地: 〒632-0035 奈良県天理市守目堂町 96-1

件名:令和7年度奈良県最低賃金答申に対する異議申立て

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、令和7年8月8日に奈良地方最低賃金審議会が答申した奈良県最低賃金改定案(時間額1,051円)につきまして、以下の理由により異議を申し立てます。

### 異議申立ての理由

1. 生活実態に対する不十分な配慮

近年の物価上昇は著しく、総務省の資料によれば、食料品は 20%、光熱費は 14.9%の上昇を記録しています。このような状況下で、時間額 1,051 円では、年間 1800 時間働いても 190 万円にしかならず、ワーキングプアの生活です。

また、8月6日に発表された厚労省の6月毎月勤労統計調査によると、一人当たりの実質賃金は、前年同月から1.3%下がりました。マイナスは、1月から6か月連続です。最低賃金近傍で働く労働者は年々増えており、生活苦は深刻です。

### 2. 地域間格差の是正が不十分

周辺府県の最低賃金は大阪府 1,114 円、京都府 1,058 円、三重県 1,023 円など、奈良県より高水準です。この格差は労働力の流出や地域経済の停滞 を招く恐れがあり、より積極的な引き上げが必要です。

7. 8, 18

労働基準部 售金宝



今回の答申は中央最低賃金審議会の目安(奈良県の場合 63 円)を参考に したとされていますが、目安に縛られず、地域の実態に即した独自の判断が 求められます。

# 村方町と

### 3 キ 中小企業への支援策の不足

最低賃金の引き上げは中小企業にとって負担となるため、業務改善助成金などの支援策の拡充が不可欠です。徳島県などでは、賃上げ支援事業を通じて地域全体で賃上げを促進しています。

以上の理由により、令和 7 年度奈良県最低賃金答申に対して異議を申し立て、最 低賃金額の再検討を強く要望いたします。何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げ ます。

敬具



奈良労働局長 石崎 琢也 殿 奈良県最低賃金審議会会長 下山 朗 殿

2025年8月21日 奈良県労働組合連合会 議長 松本俊一

### 2025年奈良地方最低賃金審議会の改定決定(答申)に対する異議申立書

奈良地方最低賃金審議会は、8月8日、今年度の奈良県最低賃金の改定について、現行の98 6円を65円引き上げて1051円にすると答申しました。奈労連が意見書の提出において示している、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、特に近畿各府県間の格差解消はできていないばかりかさらに広がっています。どの地域で働いても、人間らしく生活をすることに足る賃金額の改定には至っていません。

今回の改正決定にあたっての付帯事項において「迅速な対応を要望する」として中央最低賃金 審議会に5点の内容を示したことは一定評価できますが、「金額の差の解消に向けた施策」「地域 別の統計資料の提供を求める」においては、中央審議会のみならず奈良の地方審議会として、事 前に提出された意見書に基づきつつ、さらに審議を深めていただく必要があると考えますが、奈良 の審議会が地方独自の具体的な資料(格差拡大の矛盾の実態の検証)に基づき審議がされたと は言えないのではないか、よって恒例のスケジュールにしばられた答申決定がされたものと見ざ るを得ません。

奈良県の1051円答申は全国平均の水準には全く届いていませんし、近畿圏内、隣県三重県 との格差拡大からくる労働力の移動、若者の流失は、さらに地域経済への影響は拡大せざるを得 ません。すでに最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の 必要性は、労使間において審議会では一致しているはずです。

人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

以上の点から今回の答申について下記のとおり異議を申し立てます。

記

- 1. 奈良地方最低賃金額を「目安+2円の65円引き上げ、1051円とする」とした答申については不服です。再審議を求めます。引き続き、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免、消費税率の軽減などを強く求めることを確約したうえで再審議してください。
- 2. 最低生計費についても議論し、地域間格差を解消させ、奈良県の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。全国一律最低賃金制を展望した引上げを求めます。なお、生活保護との乖離について、検証しなおして、すべての県民が、法の適用(最低賃金法第9条3項)を受けられるようにしてください。
- 3. 最低賃金審議会・専門部会ともに公開を原則とし、「委員任命」については公平公正なもの として任命への手順を明らかにし、更に開かれた審議にするよう求めるものです。



奈良労働局 殿 奈良地方最低賃金審議会 殿 2025年8月20日

ならコープ労働組合 書記長 橋 省二

### 奈良県最低賃金の改正にあたっての異議申し立て書

奈良県の最低賃金の改正決定にあたり、今回の改正額について異議の申し立てをします。

今年度の奈良県最低賃金の改定に当たって、審議会より答申された引き上げ額は 65 円です。中央最低賃金審議会で示された目安引き上げ額 63 円に 2 円プラスされた事は評価します。しかしまだ 1051 円です。これでは全く足りていません。政府は 2020 年代に 1500 円を目指すとしており、今年を含めると 5 年しかありません。毎年 100 円引き上げても達成できません。まずはこのペース感覚を意識した引上げを考えて頂きたい。

ならコープは大阪、京都との隣接地に5店舗を構えており雇用関係に大きな影響があります。非正規雇用が多く最低賃金の影響が大きいため、募集しても人がなかなか集まらず、雇用が安定しません。実際どの店舗も人員不足により休みすらまともに取れないなど、労働環境の悪化から離職が続くと言う悪循環が続いています。

奈良県経済を正常に回し活性化させるためには地域間格差をなくす必要があります。その為には、中央目安を大きく上回って引上げその差を縮小していく必要があります。今年も目安に 10 円プラスして答申を出している地方審議会もあります。この流れを全国の流れにし、その先に全国一律最低賃金制の確立が見えてきます。世界の最低賃金制度の主流は全国一律です。

人間らしい暮らしをするには、都市部や山間部にかかわらず、最低でも時給1500円以上が必要です。 最低賃金は、第一義的に憲法 25 条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を労働者に 保障する金額でなければなりません。

奈良県地方最低賃金審議会の自主性を発揮し、他府県より更に踏み込んだ大幅な引き上げを求めます。奈良県の経済力や労働者の生活、地域の将来をどうするのかという観点で、最低賃金が果たす役割を強く認識していただき、社会的貢献度を斟酌し、再検討を求めます。

記

- ① 今年の答申で示された 1051 円では依然貧困と格差を解消する額とはなりえません。大幅な引き上げを求めます。
- ② 全国での格差は依然残ったままです。近畿各府県レベルでも格差は残っており、その影響は深刻です。早期に全国一律最低賃金制の確立を求め、地域格差解消のための再審議を求めます。
- ③1日も早く1500円まで引き上げることができうる見通しを含めて再検討求めます。

以上

奈 良 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用 電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業 最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

公益代表

労働者代表

たまう一声一声一点

使用者代表

 が
 かき
 たか

 で
 なみ
 よれ

 で
 より

 たか
 立り

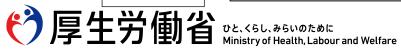
 より
 より

 たか
 とり

 とみ
 とり

 とり
 とり

(敬称略、五十音順)

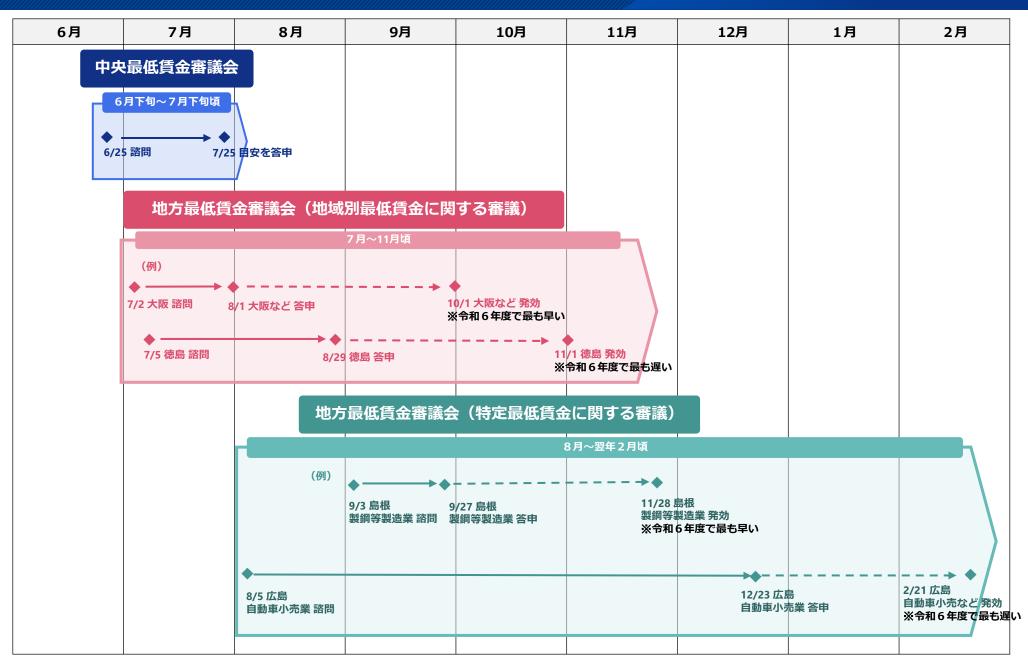


# 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ(令和6年度の例)



## 令和6年度 地域別最低賃金額一覧

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上	答申日	発効日
		R6	R5	額		
A	埼玉	1078	(1028)	50	R6.8.5	R6.10.1
	千葉	1076	(1026)	50	R6.8.5	R6.10.1
	東京	1163	(1113)	50	R6.8.5	R6.10.1
	神奈川	1162	(1112)	50	R6.8.5	R6.10.1
	愛知	1077	(1027)	50	R6.8.5	R6.10.1
	大阪	1114	(1064)	50	R6.8.1	R6.10.1
	北海道	1010	(960)	50	R6.8.5	R6.10.1
	宮城	973	(923)	50	R6.8.5	R6.10.1
	福島	955	(900)	55	R6.8.9	R6.10.5
	茨城	1005	(953)	52	R6.8.5	R6.10.1
	栃木	1004	(954)	50	R6.8.5	R6.10.1
	群馬	985	(935)	50	R6.8.8	R6.10.4
	新潟	985	(931)	54	R6.8.5	R6.10.1
	富山	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	石川	984	(933)	51	R6.8.9	R6.10.5
В	福井	984	(931)	53	R6.8.9	R6.10.5
	山梨	988	(938)	50	R6.8.5	R6.10.1
	長野	998	(948)	50	R6.8.5	R6.10.1
	岐阜	1001	(950)	51	R6.8.5	R6.10.1
	静岡	1034	(984)	50	R6.8.5	R6.10.1
	三重	1023	(973)	50	R6.8.5	R6.10.1
	滋賀	1017	(967)	50	R6.8.5	R6.10.1
	京都	1058	(1008)	50	R6.8.5	R6.10.1
	兵庫	1052	(1001)	51	R6.8.5	R6.10.1
	奈良	986	(936)	50	R6.8.5	R6.10.1

ランク	都道府県	最低賃金額 (円)※時間額		引上額	答申日	発効日
		R6	R5	額		
	和歌山	980	(929)	51	R6.8.5	R6.10.1
	島根	962	(904)	58	R6.8.16	R6.10.12
	岡山	982	(932)	50	R6.8.6	R6.10.2
	広島	1020	(970)	50	R6.8.5	R6.10.1
В	山口	979	(928)	51	R6.8.5	R6.10.1
	徳島	980	(896)	84	R6.8.29	R6.11.1
	香川	970	(918)	52	R6.8.6	R6.10.2
	愛媛	956	(897)	59	R6.8.19	R6.10.13
	福岡	992	(941)	51	R6.8.9	R6.10.5
	青森	953	(898)	55	R6.8.9	R6.10.5
	岩手	952	(893)	59	R6.8.28	R6.10.27
	秋田	951	(897)	54	R6.8.5	R6.10.1
	山形	955	(900)	55	R6.8.21	R6.10.1
	鳥取	957	(900)	57	R6.8.9	R6.10.5
	高知	952	(897)	55	R6.8.13	R6.10.9
С	佐賀	956	(900)	56	R6.8.20	R6.10.17
	長崎	953	(898)	55	R6.8.16	R6.10.12
	熊本	952	(898)	54	R6.8.9	R6.10.5
	大分	954	(899)	55	R6.8.9	R6.10.5
	宮崎	952	(897)	55	R6.8.9	R6.10.5
	鹿児島	953	(897)	56	R6.8.9	R6.10.5
	沖縄	952	(896)	56	R6.8.13	R6.10.9
全国加重平均		1055	(1004)	51		

# 特定最低賃金とは

### 特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ▶ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる
  - ※ 全国で、224件設定されている
  - ※ 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務 はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない(法第16条)

### <特定最低賃金の規定例>

名称: 宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者: 宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、当該

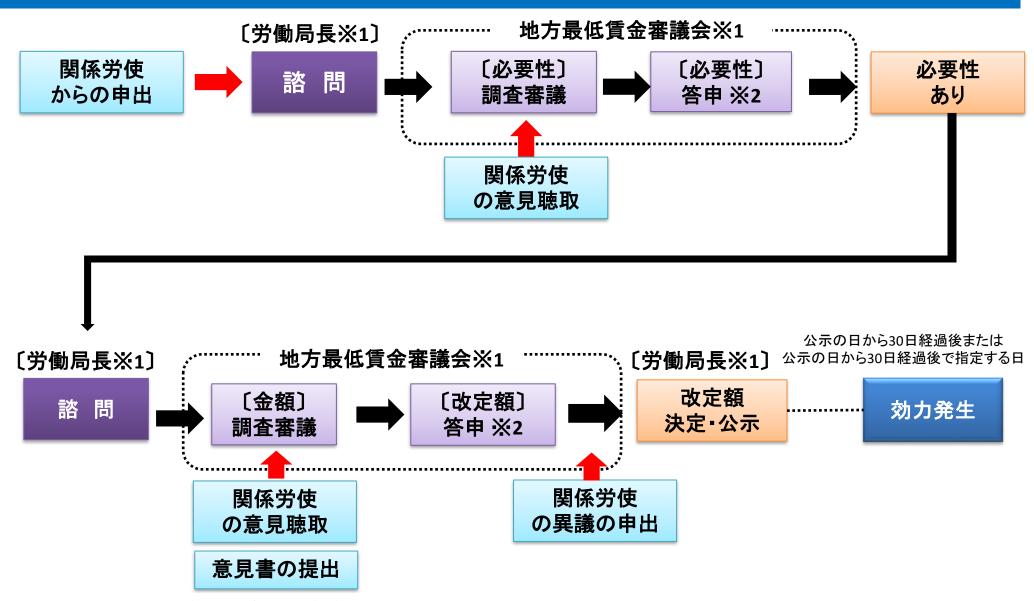
産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む使用者

適用する労働者:上記の使用者に使用される労働者。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後3カ

月未満の者であって、技能取得中のもの、③清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額: 1時間1,036円 (※宮城県地域別最低賃金額973円 令和6年10月1日改定)

### 特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ



- ※1 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会は中央 最低賃金審議会に読替える。
- ※2 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされている。

# 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割•機能	〇 企業内の賃金水準を設定する際の <b>労使の</b> 取組を補完するもの	〇 すべての労働者の賃金の最低限を保障 するセーフティネット
適用対象	○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小/細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者: 当該産業に特有/主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	〇 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 〇 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	〇 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について、必ず決定されなければならない。)
効力	〇 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。         ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金)         〇 民事的な効力 (最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	<ul><li>○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金)</li><li>※労働基準法第24条違反との関係は法条競合</li><li>○ 民事的な効力(同左)</li></ul>

### 特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

- ○<u>関係労使の申出</u>により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。
- 〇申出の要件は、中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの(※)

※「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース: 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される 賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

真並の取区領に関する日志(力) 国際門/がのる場合				
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件			
① 基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること	① 基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること			
② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること	② 労働協約の当事者の <u>労働組合又は使用者の全部の合意</u> により行われる申出であること			

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点から、

同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
○ 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等 に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が 存在する場合(注)	〇 適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意 による申出等

### (注)

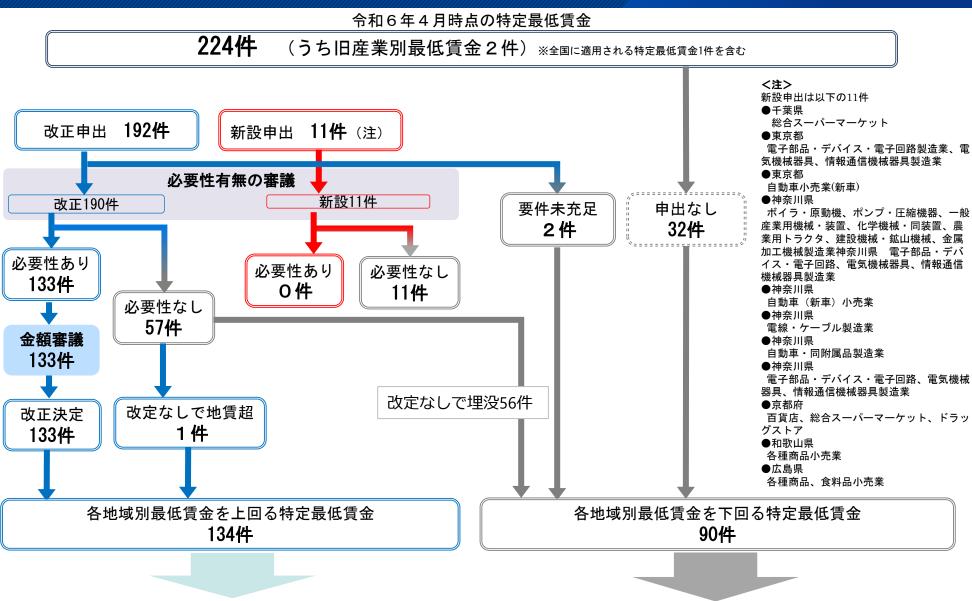
「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

### (中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね<u>1/3以上</u>のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

### 令和6年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果



令和7年3月時点の特定最低賃金 **224件**(うち旧産業別最低賃金2件※)

### 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等(決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。 実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使(当該産業を含めた関係労使)が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

### 新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の 転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹 的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定すること とされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

### 昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

- 2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定
  - (1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

- 口 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。
- (イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう<u>関係労使の意見を必ず聴取する</u>こと。 また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。 (ロ)及び(ハ) (略)

### 「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承)

- 2 運用面の改善について具体的な対応
- (2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善
  - ① 中小企業関係労使の意見の反映 産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会 委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、<u>中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴</u> 取に配慮すること。

### 特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について②

### 「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承)

- 2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善
  - (1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善
    - ① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、<u>当該申出の意向表明後速やかに、関係</u>労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。) 又は労働組合、 都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指す</u>ものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、<u>従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。</u>

なお、必要性審議において、<u>当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することに</u>より、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別 最低賃金の決定 又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

### 特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、 該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることと なった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、 データに基づく根拠(厳しい経営環境におかれる中小企業の負担 感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に 対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等)を示し、 「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、**労働者側** <u>委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、</u> 該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨 を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必 要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。 使用者側参考人の意見陳述を聴いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分 確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表か らの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強 会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- **第1回専門部会開催前に勉強会を実施**し、特定最低賃金について理解を深めている。また、**運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている**。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金が ここ数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要なし」と 主張。
- 使用者側委員から、経営環境やどういった状況であれば「改正 の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審 議が終了している。
- (注)参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。